

令和8年度国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税は、加入している方が病気やけがをしたときの医療費等に充てられる貴重な財源となり、世帯単位で課税されます。

令和8年度より、国民健康保険を含めたすべての医療保険において、「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充の財源の一部となる「子ども・子育て支援金」を併せて徴収することとなりました。

納税義務者について

納税義務者は世帯主になります。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同じ世帯の方が国民健康保険に加入していれば、世帯主へ納税通知書が送付されます。

計算について

国民健康保険税は、毎年4月から翌年3月分までを1年間とし、以下の区分により算出した合計額が年間保険税額（年税額）となります。

算出した合計額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が年税額となります。また、年度の途中で加入した場合は、加入資格を得た月から月割で計算し、年度の途中で脱退した場合は、脱退した月の前月分までの月割計算となります。

区分	医療分	後期支援分	介護分 (40~64歳の方)	子ども・子育て 支援金
所得割	世帯加入者のそれぞれの所得 —最大43万円*1 ×税率7.6%	世帯加入者のそれぞれの所得 —最大43万円*1 ×税率3.1%	対象の加入者のそれぞれの所得 —最大43万円*1 ×税率2.6%	世帯加入者のそれぞれの所得 —最大43万円*1 ×税率0.28%
均等割 (1人毎)	世帯の加入者数 ×33,000円	世帯の加入者数 ×13,000円	対象の加入者数 ×12,800円	世帯の18歳以上の加入者数*2 ×1,160円
平等割 (世帯毎)	22,000円	9,000円	6,500円	745円
課税限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

*1 基礎控除額（最大43万円）は合計所得が2,400万円を超えると段階的に減少し、2,500万円を超えると適用外となります。

*2 18歳未満の加入者に係る子ども・子育て支援金分の均等割額は全額軽減となります。

令和8年1月2日以降に転入した方へ

令和8年度の国民健康保険税所得割額の計算に必要な令和7年中の所得資料が利府町に無いため、1月1日現在の住所地へ所得資料を照会後、所得割額を算定します。（最初の通知までに所得が判明しない場合は、判明後に改めて更正通知を送付します。）

年度の途中で75歳になる方へ

年度の途中で75歳になる方は、75歳の誕生日から健康保険が後期高齢者医療保険に切り替わります。

国民健康保険税額については、あらかじめ75歳の誕生日の前月分までの保険税を算定し、納税通知書を送付しております。

納付方法について

普通徴収

- 納付書
- 口座振替
※新規で希望される場合は、金融機関へ申込書の提出が必要です。申込書は町内の金融機関、役場税務課に設置しています。
- スマートフォン決済
納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで、決済が可能です。（対応アプリ）PayB、PayPay、FamiPay、楽天銀行コンビニ支払サービス、au PAY、d払い、楽天ペイ
- 地方税共通納税（QRコード決済）※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。クレジットカード納付やダイレクト納付（口座振替）等の電子納付が可能です。詳しくは、右のQRコードより「地方税ポータルシステム」で内容を確認の上、「地方税お支払いサイト」より納付してください。
- ※スマートフォン決済及びQRコード決済では領収書は発行されません。領収書が必要な方は、従来どおり金融機関等の窓口で納付書を持参し、納付してください。
- ※納税手続きに係る通信費やクレジットカード納付による手数料は利用者負担となります。



特別徴収

- 年金からの天引き（申込み不要、世帯主の年金から天引き）
次の全ての項目に該当する場合、年金からの天引きになります。
 - ①世帯主が国民健康保険の加入者で、世帯主の特別徴収の対象となる年金が年額18万円以上である
 - ②世帯内の国民健康保険加入者全員の年齢が65歳以上75歳未満である
 - ③世帯主の介護保険料と国民健康保険税の1回あたりの天引き額の合計が、1回あたりの年金受給額の2分の1を超えない
 なお、年金天引き対象の方でも申請により口座振替に変更可能です。
 ※世帯主が年度の途中で75歳になる場合、上記①の条件に該当しません。その年度はすべて、年金天引きではなく普通徴収となります。

納付回数について

- 普通徴収の方 6月から翌年3月までの10回に分けて納付
- 特別徴収の方 4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回に分けて年金天引き

脱退の手続きについて

国民健康保険以外の健康保険に加入したときは、下記のものを持参し、脱退の手続きを行ってください。

- ・加入した健康保険組合からの資格情報のお知らせ又は資格確認書
- ・国民健康保険の資格情報のお知らせ又は資格確認書（脱退者全員分）
- ・世帯主と脱退者のマイナンバーが確認できるもの
- ・窓口に来る方の本人確認ができる書類（別世帯の方が来る場合は委任状が必要です）

【お問い合わせ先】

- 課税に関すること ⇒ 町民生活部 税務課 町民税係 (④番窓口) TEL 767-2117
- 納税に関すること ⇒ 町民生活部 税務課 収納整理係 (④番窓口) TEL 767-2172
- 加入・脱退手続き、給付に関すること ⇒ 町民生活部 町民課 国保年金係 (①番窓口) TEL 767-2340

国民健康保険税の軽減・減免

所得が少ない世帯や、特定の条件に当てはまる世帯、災害で大きな被害を受けた方や事業廃止などにより所得が著しく減少し生活が困窮する方は、申請により軽減や減免措置が受けられる場合があります。

低所得世帯の軽減

※申請は不要です。

所得が少ない低所得世帯は、均等割額（1人毎）・平等割額（世帯毎）が軽減されます。ただし、世帯主と国民健康保険の加入者全員が、所得税の確定申告又は住民税の申告をしていない場合は軽減されませんので、未申告の方は必ず申告を行ってください。※税法上の被扶養者になっている方や収入がない方も、住民税の申告が必要です。

【7割軽減】世帯主と加入者の令和7年中の合計所得金額が
43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円以下の世帯

	医療分 軽減後の額	後期支援分 軽減後の額	介護分 軽減後の額	子ども・子育て 支援金 軽減後の額
均等割額	9,900円	3,900円	3,840円	348円
平等割額	6,600円	2,700円	1,950円	223円

【5割軽減】世帯主と加入者の令和7年中の合計所得金額が
43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円
+（31万円×加入者数）以下の世帯

	均等割額	医療分 軽減後の額	後期支援分 軽減後の額	介護分 軽減後の額	子ども・子育て 支援金 軽減後の額
均等割額	16,500円	6,500円	6,400円	580円	
平等割額	11,000円	4,500円	3,250円	372円	

【2割軽減】世帯主と加入者の令和7年中の合計所得金額が
43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円
+（57万円×加入者数）以下の世帯

	均等割額	医療分 軽減後の額	後期支援分 軽減後の額	介護分 軽減後の額	子ども・子育て 支援金 軽減後の額
均等割額	26,400円	10,400円	10,240円	928円	
平等割額	17,600円	7,200円	5,200円	596円	

※判定は、令和8年4月1日時点の世帯構成に基づき計算します。それ以降は、転入や世帯構成変更などにより世帯主が変更になった場合のみ再度計算を行います。

※65歳以上の公的年金受給者の方は、年金所得から15万円を控除した所得金額で軽減判定を行います。

※「給与所得者等」とは、次のいずれかに該当する方をいいます。

- ①給与収入が65万円を超える方
- ②65歳未満で公的年金等の収入が60万円を超える方
- ③65歳以上で公的年金等の収入が125万円を超える方

※「加入者」には、同一世帯内で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含まれます。

未就学児の均等割軽減

※申請は不要です。

国民健康保険加入者のうち、未就学児に係る医療分及び後期支援分の均等割額の2分の1が軽減されます。

軽減期間は、満6歳に到達する日以後の最初の3月31日までとなります。

低所得世帯の軽減（7割・5割・2割）が適用されている場合は、その軽減を適用した上で、均等割額の2分の1が軽減されます。

非自発的失業者の軽減

※町民課国保年金係（①番窓口）で申請が必要です。

会社の倒産や解雇など会社の都合により離職した方が国民健康保険に加入した場合、次の①及び②の両方に該当する方の給与所得を100分の30として計算します。

①離職日時点で65歳未満の方

②雇用保険受給資格者証の「離職理由欄」の番号が次のいずれかに該当する方

【11、12、21、22、23、31、32、33、34】

軽減期間は、離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までの間になります。（例：離職日が令和6年3月31日の場合は、令和6年4月から令和8年3月まで）

申請の際は下記のものを持参し、手続きを行ってください。

- ・雇用保険受給資格者証
- ・世帯主と離職者のマイナンバーが確認できるもの

産前産後の減免

※町民課国保年金係（①番窓口）又は税務課町民税係（④番窓口）で申請が必要です。

被保険者が出産する際、産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額が減免されます。出産予定日の6ヶ月前から申請ができ、出産後の申請も可能です。

申請の際は下記のものを持参し、手続きを行ってください。

- ①世帯主と出産される方の資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれか、又はマイナンバーがわかるもの
- ②母子健康手帳（出産前に申請する場合）
- ③出生証明書など出産日及び親子関係のわかる書類
（出産後に申請する場合で、出産した被保険者と子が別世帯の場合）

特定世帯軽減経過措置

※申請は不要です。

国民健康保険に加入していた方が75歳になり後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の加入者が1人になった世帯（特定世帯）は、世帯の負担が増えないよう最高5年間、医療分と後期支援分の平等割額の2分の1が軽減されます。その後、6～8年目（特定継続世帯）までは平等割額の4分の1が軽減されます。

旧被扶養者の減免

※町民課国保年金係（①番窓口）で申請が必要です。

社会保険被保険者が75歳になり後期高齢者医療制度に移行したことにより、その方の被扶養者（65歳以上）が国民健康保険に加入となる場合は、申請により次のとおり減免されます。

- 所得割額が全額減免
- 均等割額の2分の1が減免
- （世帯の加入者すべてが旧被扶養者該当の場合）平等割額の2分の1が減免

なお、均等割額及び平等割額の減免期間は、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間となり、その後の月からは、所得割額のみ減免となります。